

■ 修正表

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行（2021年9月1日）、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行（同年9月30日）等に伴い、ER I アカデミーの講習テキストの記載について、次のとおり読み替えをお願いします。（    が読み替え部分）

頁	行	修正前	修正後
I-74	32・33	その設計図書に一級・二級・木造建築士である旨の表示をして <u>記名・押印</u> をする必要があります。	その設計図書に一級・二級・木造建築士である旨の表示をして <u>記名</u> をする必要があります。
I-79	32	(次項において「管理建築士等」という。)	(次項及び第3項において「管理建築士等」という。)
I-80	5	若しくは木造建築士免許証明書を提示しなければならない。	若しくは木造建築士免許証明書を提示しなければならない。(以下 略)
I-82	35・36	(前項の規定により読み替えて準用する第20条第4項の規定により書面を交付したものとみなされる場合を含む。)	(前項の規定により書面を交付したものとみなされる場合を含む。)
I-97	24	<u>法第10条の2の2</u>	<u>法第10条の3</u>
I-98	10	構造・設備設計図書に以下の事項を表示して <u>記名・押印</u> をします。	構造・設備設計図書に以下の事項を表示して <u>記名</u> をします。
	18・19	一級建築士、二級建築士又は木造建築士である旨の表示をして <u>記名及び押印</u> をしなければならない。	一級建築士、二級建築士又は木造建築士である旨の表示をして <u>記名</u> をしなければならない。
	34・35	構造・設備設計図書に以下の事項を表示して <u>記名・押印</u> をします。	構造・設備設計図書に以下の事項を表示して <u>記名</u> をします。
I-99	12・13	構造設計一級建築士である旨の表示をして <u>記名及び押印</u> をしなければならない。	構造設計一級建築士である旨の表示をして <u>記名</u> をしなければならない。
	26・27	設備設計一級建築士である旨の表示をして <u>記名及び押印</u> をしなければならない。	設備設計一級建築士である旨の表示をして <u>記名</u> をなければならない。
I-103	19	<u>法第10条の2の2第1項第一号</u>	<u>法第10条の3第1項第一号</u>
	28・29	<u>法第10条の2の2第4項</u>	<u>法第10条の3第4項</u>
I-113	25	<u>法第38条～第44条</u>	<u>法第37条～第43条</u>
	34	<u>第38条</u>	<u>第37条</u>
	36	<u>第41条</u>	<u>第40条</u>
	40	<u>第44条</u>	<u>第43条</u>
I-121	29	年 <u>2</u> 回届出	年 <u>1</u> 回届出

以上